

BCOFの日本占領から考察する第二次世界大戦後の国際関係

— ニュージーランド軍の萩地域占領活動を中心に —

平 祥 一

はじめに

第二次世界大戦中の連合軍俘虜と日本軍人の交流を描いた『戦場のメリークリスマス』という日本、イギリス、ニュージーランド合作映画がある。^① 作品内で日本軍の俘虜となった主人公のイギリス軍人ジャック・セリアズ少佐は、軍事裁判法廷に立たされた。彼は供述の中で「私は英連邦軍の兵士だ」という台詞を残している。^②

筆者にとってこの台詞は印象深く、イギリスとその自治領、植民地軍から構成された英連邦軍の名称をイギリス軍人の彼が使ったことに当時の英連邦体制の結束の固さを感じた。この英連邦体制の連帯感に日本が関わるといふ構図が本稿の着想に至っている。

作品の背景である第二次世界大戦は日本軍の敗北に終わり、1945年9月2日、日本側全権団は東京湾に浮かぶ米国戦艦ミズーリ号の艦上で連合国の降伏文書に調印した。^③ この調印式は大戦の終結とその後6年半に及ぶ占領期の始まりを意味していた。

日本に先立って5月8日に降伏したドイツでは米英仏ソの政府が、大戦中の四ヶ国の取り決めに従って、国内全域とベルリンを四分割する分割占領を行ったのである。^④ 日本においても当初、米ソ英中による分割占領が検討されたが、最終的にはアメリカ軍で組織化された連合国最高司令官総司令部/General Headquarters, the Supreme Commander for the Allied Powers (以下GHQと表記) が全国を占領することとなった。

しかし、完全なるアメリカ軍の占領ではなく、少数ではあったが1946年から英連邦軍が日本占領に参加することになった。日本占領には、オーストラリア、ニュージーランド、インド軍が参加した。同軍は英連邦占領軍（British Commonwealth Occupation Force（以下BCOFと表記）と呼ばれ、中国、四国地方そして東京、神戸の一部の活動を担った。

中でもオーストラリア政府は総司令官を送り出すなど、全占領期間を通して軍の主導権を握り続けた。これに対して不満を持っていたイギリス政府は国内事情も重なり消極的な態度をとり続けていた。また、イギリスに従属する形であったインド軍は1947年の独立に伴い撤退した。ニュージーランド政府も国内の方針などから消極的な動きを見せていた。⁶

このように積極的なオーストラリアと消極的なイギリス、インド、ニュージーランドという大きな構図がBCOF先行研究の枠組みとなっている。

例えば、主にオーストラリアの史料を使用して論じている千田武志はこの分野の研究において、日本の学术界で先駆的な役割を果たしている。⁷ 対して奥田泰広はイギリス側

の史料を使用して、消極的なBCOF像を論じている。⁸

これらの研究からはBCOF参加国の中でもオーストラリアとイギリスの存在が大きくニュージーランドは陰に隠れている印象を受ける。1946年から48年まで主に山口県の管轄を有したニュージーランド軍であったが、池本健一は論文で、同軍の活動は「人目を引かない二年半」だったと述べている。⁹

他の参加国と比較すると派遣兵力が少数であったことや、国内でも早期撤退を望む声が多かったことが消極的とみられている一因である。しかし、筆者は消極的側面ばかりに目が向けられていることで占領活動の全貌が見逃されていると考えている。

新たにニュージーランド軍の活動を考えるにあたって、萩地域の占領活動は目を引くものがある。現在の萩市は山口県北部に位置し、日本海沖の7島を有する市であり、比較的朝鮮半島に近い。¹⁰

本稿はニュージーランド軍による萩地域の占領活動を軸に置き、同軍の占領目的と役割を考察することを目的としている。その上で以下三つの「問い」に注目していく。

1 萩地域でどのような活動が行われたのか。
2 占領活動において萩地域はどのような役割を果たしたのか。

3 萩地域について検証していくことでニュージーランドの占領目的をどのように解釈できるのか。

本論ではこの3つの「問い」から4つの章を構成する。

第一章では、BCOF成立過程とニュージーランドの立場を検証し、そのうえで本稿が萩地域の活動に注目する理由を説明する。

第二章では、引揚船の援助や密出入国船取締り活動など、占領軍の日本海沿岸活動において萩地域が果たした役割を検証する。

第三章では、第二次世界大戦期のニュージーランド国内外の情勢と、1947年開催の英連邦会議から同国の占領目的を検証する。

第四章では、萩地域そして離島見島の民主化政策活動からニュージーランドの占領目的を考察する。

研究材料は主にニュージーランド国立図書館のデータベースから得た議会論文、軍関係書類、新聞、山口県各市町村の史誌などを使用する。萩地域を通して占領活動の実

態を見つめ直すことで、ニュージーランドの占領目的や、国際社会に与えた影響を考察することが本稿の試みである。

尚、当時の萩市と、ニュージーランド軍が定めた「萩地域 (Hagi area)」は若干異なっている。本稿では「萩市」と「萩地域」を区別して明記する。

第一章 なぜ、萩地域の占領活動に注目するのか

山口県北部に位置する萩市は県内ラグビーの発祥地とされている。その歴史は占領期にニュージーランド軍が競技を行うために芋畑を競技場に整備したことが発端であった。その後、県民が残された場内で競技を始め、県内にラグビーが普及したのである。¹²⁾

このようなニュージーランド軍と萩市民を結びつけるエピソードは非常に珍しく、日本国内で同軍による萩地域での占領活動が注目されることは少ない。萩市史においても同軍の占領に関する記述は一文にとどめられている。¹³⁾だが、ニュージーランド軍の史料や本国の新聞では萩地域を活動の重要拠点としてとらえられることが少なくない。

第一節では、BCOF成立過程を記述し、英連邦内におけるニュージーランド政府の立場を検証する。その上で第二節では、ニュージーランド軍に関する史料から萩地域の特異性を紹介し、本稿がこの地域の占領活動に注目する理由を説明する。

第一節 BCOFの成立過程とニュージーランド政府

日本で玉音放送が流れる2日前の1945年8月13日、イギリス政府は英連邦4か国（オーストラリア、カナダ、インド、ニュージーランド）に日本降伏後の占領方針を打電した。また、占領のために英連邦軍を構成するため、各国からの一個旅団軍の派遣を要請した。これに対し、オーストラリア政府は英連邦軍から独立した自国のみの軍隊の構想意思を示した。一方、カナダ政府は不参加と回答した。また、インド政府の回答は発見されていないが、後の占領には参加することになる。

では、ニュージーランドはどうであったか。当時のピーター・フレイザー労働党政権内では徴兵問題の是非を巡って論争が繰り返され、決定には時間がかかった。¹⁵最終的には大戦中イタリア戦線に参加した第二ニュージーランド派

遣軍の13、14、15補助部隊から4000名を徴兵し6カ月間占領に参加させる。その間に国内で志願兵の募集と訓練を行い、6カ月後に交代させる方針が9月29日に決定したのである。¹⁶

一方、オーストラリア政府はイギリス政府との交渉の末、英連邦軍総司令官を自国軍から任命させることなどを条件にして、統一軍の参加を受け入れていた。10月1日、イギリス政府が最終的な意思決定を示し、イギリス、オーストラリア、インド、ニュージーランド軍から構成される英連邦軍の派遣が各国間で決定されたのである。¹⁷そして英連邦軍構想は占領で中心的な役割を担っているGHQとの交渉に移っていく。

1945年10月15日、オーストラリア海軍のジョン・クリンズ准将は連合国軍最高司令官ダグラス・マッカーサー元帥宛てに“The Australian Mission”と題する書簡を届けた。彼はオーストラリア政府によって任命されたマッカーサーと交渉するための英連邦代表団のリーダーであった。¹⁸

ここでアメリカ側の占領方針について述べておく。4ヶ国に分割占領されたドイツの前例から、アメリカは今後起こりうる米ソ対立において分割占領は有利に機能しないと

考えていた。そのため日本はアメリカによる単独占領を計画していたのである¹⁹⁾。

しかし、日本占領は連合国で行っている以上、連合各国の存在を無視するわけにはいかなかった。また、長期間続く可能性のある占領に十分な兵力をアメリカ軍のみで維持することは困難であった²⁰⁾。

1945年9月22日、大統領は対日戦に参戦していた他の連合軍が日本占領に参加することを歓迎する旨を表明している²¹⁾。さらにアメリカ統合参謀本部はマッカーサーの意向に沿って10月11日に中、英、ソともにそれぞれ一個師団基幹の約三万人の軍隊派遣を要請させる策案を作成していた²²⁾。しかし、あくまでも分割占領ではなく、アメリカ軍麾下の軍隊として参加する旨であった。

ちなみにソ連は北海道にGHQの指揮下には入らない権限を主張したため早々に参加を拒否された²³⁾。中国は国民政府が1946年3月に至るまでマッカーサーと協議を続けていたことが確認できるが、食料の現地調達を主張したため参加を拒否された²⁴⁾。

英連邦代表団に話を戻すと、交渉の結果12月8日にアメリカは日本占領の一般原則を提示した。この時、英連邦内

で唯一原則に反対したのがニュージーランド政府であった。フレージャー首相は原則一項目の条項「四箇旅団（注：英連邦軍各国派遣軍）からなる陸軍は、連合国最高司令官麾下の占領軍に統合化される²⁵⁾」に意見を呈している。彼はアメリカ軍に統合化されれば、英連邦軍の統一は乱れると指摘した。

その上で12月10日、オーストラリアのハーバート・エバット外務大臣にニュージーランド軍参加の留保を伝えたのである²⁷⁾。その後、アメリカ側との交渉は続けられ、マッカーサーと英連邦軍総司令官に就任したジョン・ノースコット中将が12月15日に東京で会談した。

ここでは、英連邦軍はアメリカ軍の統合軍ではなく、アメリカ軍の指揮下にありながら独立権を持つ軍隊として合意された。この会談内容は「マッカーサー・ノースコット協定」として英連邦軍による日本占領の基本的な枠組みとなったのである。ちなみにこの時、BCOFという名称が正式に決定した²⁸⁾。

以上のことから、ニュージーランド政府はイギリスを中心とした英連邦体制を保ちながら、占領に参加することを重要視していたことが分かる。また、フレージャーの意思表

示は、BCOFがアメリカ軍の麾下にありつつも、独立軍を構成できる結果に影響したと考えられる。

第二節 BCOF ニュージーランド軍と萩地域

BCOFの日本進駐は1946年1月31日の先遣隊の広島県呉港上陸から始まった。2月13日には、本隊である第34オーストラリア歩兵旅団が到着した。BCOF上陸以前の中国、四国地方にはアメリカ軍が進駐していた。同軍は上陸をもってBCOFと交代したが、軍政部は引き続きアメリカ軍が担当したのである。³⁰⁾

3月19日には第二ニューージーランド派遣軍(以下2NZEFと表記)を乗せた「ストラスモア号」が呉港に上陸し、翌朝、部隊は焼け野原に衝撃を受けながら鉄道と行進で担当地域である山口県に向かった。³²⁾ 戦前、山口県に設置された大きな軍事施設として徳山海軍燃料廠、岩国陸軍燃料廠、光海軍工廠などがある。これらの軍事都市をはじめ、宇部、下関、下松、小野田、防府、山口の各市が空襲被害にあった。³³⁾ さらに、関門海峡は外洋と瀬戸内海の航路を遮断するために大量の機雷で封鎖されていた。³⁴⁾

本部は長府(現在の下関市)に設置され、2NZEFは

山口部隊と下関部隊に分かれて主な市区町村に分駐した。³⁵⁾

担当地域に展開された各部隊では地域に合わせた内部規則(Standing Orders)が作成された。木造家屋が多い日本での火災は嚴重に警戒され、筆者が確認した4部隊のすべての規則では多くの紙面が防火対策の記述に割かれている。また、フグや生牡蠣の食用やマムシの危険性なども記述されている。³⁶⁾

規則によると、担当地域内には危険性などの問題から「立入制限(Out-Of-Bounds)」に指定されていた地域が数多く存在した。例えば、第22ニューージーランド歩兵大隊では以下の条項がある。

(h) オムラとコヒムラ

呉から8マイル東にある上記の村は多量のマスタードガス(化学兵器)発生地のため、立入禁止地域である。

(i) 仙崎

仙崎は非番の全部隊員は立入禁止である。コレラのため³⁷⁾

上陸後の主な任務であった武装解除作業は、その処理過

程で多くの危険物質が発生した。例えば、高知県でのオーストラリア軍による処理作業では毒物が飛散し、百余名が負傷した事故も起こっている。⁽³⁸⁾ また、海外からの引揚・復員業務を行う引揚援護局が設置された仙崎港では、1946年6月12日にGHQから朝鮮でコレラが発生し蔓延しているため、不法入国船を発見し次第、捕獲して船員、乗客、積荷ともに仙崎の米軍当局に引き渡すよう司令が出された。日本にコレラの感染拡大が危惧されていたのである。⁽³⁹⁾

このように作業で危険が伴う地域は担当部隊以外の立ち入りを制限していた。しかし、立入制限されていた萩地域は制限理由が示されていない。山口、宇部に進駐した第25ニュージールランド野戦砲中隊の規則では萩地域を以下の通り立入禁止としている。

12. 萩

萩地域はすべてのニュージールランド部隊が「立入禁止」である。任務で萩を訪れる隊員、職員は必ず第27歩兵大隊の許可を得なければならぬ。加えて事前に同隊副官の移動命令を得なければならぬ。萩到着後は当地域ニュージールランド部隊の司令官に第一報を入れなければ

ならない。⁽⁴⁰⁾

このように通例では立入禁止や制限をする際には必ず理由が明記されているが、萩地域の制限理由は不明瞭である。では、萩は特別な任務に使用されたのか。その旨が直接明記されている史料、文献は見当できなかった。だが、当地域に設立された基地（キャンプ）は他の基地と比較して設備が充実していたことが複数の記事で報じられている。『イブニングスター』紙では、当基地を訪問した総司令官のノースコットが「私が見た中で一番の基地だ」と述べたと報じられている。⁽⁴¹⁾ 数ある管轄内地域の中でも特別な存在であったことが分かる。

では、ニュージールランド占領軍は萩地域にどのような価値を見出していたのか。先述したように、戦時中山口県内の主要都市は空襲などで打撃を受けていた。一方、萩市は1945年6月28日、萩港付近に機雷が投下されたが、市内に直接的な被害を受けることはなかった。⁽⁴²⁾ 尚、港に敷設された機雷は戦後の早い段階で旧日本軍部隊によって除去された。⁽⁴³⁾ そのため、焦土と化した他の主要都市よりも利用しやすかったことが分かる。

他の萩地域を取り上げた記事では、離島である見島での民主政策活動や、朝鮮半島からの密出入国者取り締まりの拠点であったことが述べられている。以上のことから萩地域が重要視された理由は、離島を有していたことや、日本海に面していたことなどの地理的な面が大きかったと考えられる。

では、ニュージーランド軍の日本海沿岸活動において、萩地域はどのような役割を果たしたのか。第二章では沿岸業務に力を入れたニュージーランド軍と萩地域の役割について考察する。

第二章 日本海沿岸としての萩地域

主に山口県全域の管轄を有したニュージーランド軍であったが、県外でも例外的に管轄した地域が存在した。東京では恵比寿基地を拠点に目黒地区にBCOF部隊が進駐しており、各国軍が交代して担当していた。⁽⁴⁵⁾ 主に皇居や英大使館、マッカーサー邸などの警備を任務としており、ニュージーランド軍も交代で担当していた。⁽⁴⁶⁾

また、インド軍撤退に伴い、1947年9月から島根県

全域の占領も担うこととなった。⁽⁴⁷⁾

県外管轄地の中でも特筆すべきは広島県大竹市である。広島県南西部に位置する大竹市は当初オーストラリア軍の管轄であった。しかし、1946年5月にニュージーランド師団騎兵連隊に引き継がれたのである。⁽⁴⁸⁾ その理由は大竹港に地方引揚援護局が設置されていたことにあった。

BCOF管轄地域内の引揚援護局はこの大竹港と山口県の仙崎港（1946年10月までは下関港）のみであった。従ってニュージーランド軍はBCOFの引揚援護業務全般を担っていたことになる。

本章では、引揚援護業務に代表されるようなニュージーランド軍の沿岸地域での活動に注目し、また、日本海に面する萩地域が果たした役割を考察する。

第一節 沿岸活動に尽力したニュージーランド軍

1945年8月15日時点で軍属を含めた海外日本人は約660万名存在しており、引揚業務は戦後日本の大きな課題であった。彼らの帰国を援助するため、同年11月にGHQの司令で厚生省に引揚援護課が設置され、全国の上陸港に地方援護局や出張所が設置された。当初、中国地方には

呉、宇品、下関の各港に援護局が設置されたが、改編の結果大竹港と仙崎港が長らく機能することとなった。⁽⁴⁹⁾

ここで大竹局を例に援護局の主な仕事の流れを記述する。引揚船が入港すると、船内検疫と引揚者の携行荷物の取り調べ、陸上検疫が行われた。治療が必要な人は国立大竹病院に、その他の人は収容施設に2日から1週間程度滞在した。その間に引揚証明書、俸給、旅費、衣料、日用品などが支給され、出所後、大竹駅から国鉄輸送計画による特別列車で帰郷した。⁽⁵⁰⁾

ニュージールランド軍の活動は日本の医療従事者、労働者、税関職員の活動を警備、監督することに限定されていた⁽⁵¹⁾が、前述のとおりBCOF内で同軍がこの活動を独占したことは注目に値する。また、1946年7月に同軍のライト少佐が朝鮮人救護会に解散を命じていることから、援護局内においてある程度の権限は持っていたと考えられる。

また、密出入国者の取締りについて占領軍は活躍した。特に朝鮮半島からの密入国が多発し、駐韓米軍当局の推計では1946年1月時点で18万5156名の海外日本人が密航船で引き揚げたとされている。⁽⁵²⁾朝鮮半島からの引揚には仙崎港が指定され、複数の公式連絡船が往来したが、帰

還者にとって公式船の利用は船舶不足による運航の遅滞と、厳しい携行荷物の制限という2つの欠点があった。

そのため、密航船が横行したのである。さらに、密航業者は乗客が少ないと密輸品を運び、その品を狙う海賊まで登場した。また、西日本の日本海沿岸は朝鮮半島に帰国するため、日本全国から在日朝鮮人の不法上陸が頻発する場所でもあった。⁽⁵³⁾

密出入国の取締りはコレラの蔓延防止や、治安維持のために日本警察と占領軍の陸海空軍が連携して強化された。⁽⁵⁴⁾

第二節 日本海沿岸活動の拠点となった萩地域

1948年5月、日本近海を通行するソ連輸送船を占領軍機が低空飛行によって妨げたというソ連当局からの抗議があった。⁽⁵⁵⁾言及されたのは密出入国船取締りのパトロールのために飛行していたニュージールランド軍機であった。⁽⁵⁶⁾

事件を取り上げた『オタゴデイリータイムズ』紙の記事では「日本への密入国と不法入国の予防の大部分を本州北西部沿岸にある萩と仙崎港から指揮を受けるBCOFニュージールランド軍が行っている」と説明されている。この記事から萩港は引揚援護局のある仙崎港と同様に密出入

国者取締りの指揮本部であったことが分かる。

また、2 N Z E F 宣伝将校の「C」ライン大尉は1947年11月にオーストラリアの『ザ・ワールドニュース』紙で次のように語っている。

5月以降、「密入国の地」こと本州最南端のBCOF管轄地域において735名の朝鮮人が不法入国の疑いで逮捕されている。(中略)通常、本州の下関〜萩間の沿岸に上陸が試みられる。⁽⁶¹⁾

記事から分かるように萩地域沿岸は密入国者の上陸が多発した区間の東端であった。実際、1949年9月に同市玉江群海岸で29名の上陸者が萩市警察に逮捕された事例⁽⁶²⁾や、同年6月に逮捕された上陸者の自白により密輸船が舞鶴港に向かっていることが判明した事例⁽⁶³⁾など多数の記録が残っている。

さらに、1946年に山口県を訪問し、軍の活動や基地を視察したニューギランド軍のW・W・ダブ准将は、萩地域の活動について次のように語っている。

現在、北岸萩の部隊は朝鮮人の台湾「筆者注」朝鮮半島の誤表記だと考えられる」の送還援助を行っている。⁽⁶⁴⁾

萩地域は日本に滞在していた朝鮮人を帰国させる窓口にもなっていたと考えられる。

以上のように、萩地域では海外日本人の引揚や在日朝鮮人の送還の援助のほか、密出入国者の取締りの拠点となることが分かった。このことから萩地域はニューギランド軍が力を入れていた沿岸事業において重要な役割を果たしたと考えられる。

ちなみに、1948年10月1日、GHQの司令により、沿岸海上の海難事故、密航に備えるため、萩海上保安署が設置された。⁽⁶⁴⁾これはニューギランド軍撤退と時期が重なり、撤退に伴って設置されたと考えられる。

第三章 ニューギランドの安全保障と日本占領

第二章ではニューギランド軍占領活動における萩地域の役割を検証し、同地域が沿岸活動業務の拠点であったことが分かった。本章と第四章ではニューギランドの日本

占領目的と萩地域の関係性を検証していく。そのうえで本章では第二次世界大戦期のニュージージランドの国内外の情勢、そして1947年に開催された英国連邦会議から、同国の占領目的を検証していく。

第一節 第二次世界大戦期のニュージージランド

ニュージージランド学会員である池本健一は、L・ブロッケルバンクの著書「JAYFORCE」を紹介する形でニュージージランド占領軍に関する論文を発表している。⁽⁶⁵⁾ この論文では同国の日本占領には対英関係、対日警戒心、対米関係の目的があったと指摘している。⁽⁶⁶⁾ 本節ではこの3目的を踏まえつつ、第二次世界大戦期のニュージージランドの国内外情勢から同国の占領目的を検証していく。

第二次世界大戦まで、ニュージージランドとイギリスは密接な関係を保っていた。例えば、大戦中の1940年2月に新聞に掲載された募兵広告では「イギリスは自国の存続のために奮闘している。英連邦の人々は帝国防衛のための志願兵に採用される。今すぐ志願せよ」とイギリスのための戦いであることを強調している。

また、1931年に自治領の完全独立を認めるウェスト

ミンスター憲章がイギリス議会を通過した。しかし、ニュージージランド政府は憲章の採択を1947年まで遅らせた。イギリスからの独立にメリットを感じなかったことや、国家全体が祖国イギリスへの強い忠誠心を持っていたことが理由としてあげられる。⁽⁶⁸⁾

しかし、大戦の経験の中でアメリカとの新たな関係の構築、さらに国家としての独立意識に影響を与えることとなったのである。

ニュージージランド政府は1939年9月1日のイギリスの対独宣戦に応じて、2日後に参戦した。派遣軍はエジプト、北アフリカ、ギリシア、クレタ、リビアを舞台に戦闘を重ねていった。⁽⁶⁹⁾ オーストラリアと同じくこれまで自国領土を防衛する経験がなかったこの国は、イギリス軍に加勢して忠誠を尽くすことに全力を注いだ。

しかし、1941年12月からの日本との交戦において、軍事力の大半を地球の反対側に送り出したことは大きな欠点となったのである。⁽⁷⁰⁾ アフリカ、ヨーロッパ戦線の主力軍は派遣先でくぎ付けとなり太平洋に戻されることはなかった。手薄であった本国では18歳程度の少年兵や第一次世界大戦で活躍した老兵から構成される「郷土軍」が防衛体制

を整えたが、その軍事力は脆弱なものであった。しかし、1942年にアメリカ海兵隊がオークランド付近のハウラキ港に上陸した。その後、本国の防衛はアメリカ軍に援助を受け続け、終戦まで依存することとなった。この事実がアメリカと信頼関係を構築するきっかけとなる。⁽⁷¹⁾戦後においてはイギリスとの「文化的連帯」を重要視しつつも、アメリカとの関係に国益を見出すようになったのである。⁽⁷²⁾

このようにニュージーランドは大戦期を通して、対英米外交を重要視するようになった。しかし、二大国に信頼を持つと同時に、戦後処理に取り残されるという危機感を感じていた。

1943年11月27日、米英中の連合三ヶ国首脳は今後の日本戦後処理について宣言を行った(カイロ宣言)⁽⁷³⁾。この会議に参加できなかったニュージーランドとオーストラリアは戦後処理に関与できなくなることを懸念することとなった。

この事例からも分かるように、米英中ソなどの国々が連合国軍の主導権を握ったため、ニュージーランド、オーストラリアなどの国々は戦時中日本軍に脅威に晒されたのも関わらず、戦後処理への関与が制限される恐れがあった。

特にオーストラリアはダーウィンやシドニーなどで日本軍による本土侵攻を受けたため、1942年にウェストミンスター憲章を採択し、独立国として自国の防衛を図っていた。⁽⁷⁴⁾そのため、オーストラリアとして戦後処理に影響を与えることに関心を寄せ、主要連合国の対日方針に嫌悪感を表していたと考えられる。

ニュージーランドは国内防衛をアメリカ軍に依存していたことも影響して、日本軍との戦闘経験は少なかった。また、本土への侵攻がなかったため、日本への嫌悪感は薄かったという意見もある。⁽⁷⁵⁾

しかし、戦後にGHQによる「日本軍によるフィジーとニュージーランドの侵攻計画」という題名の調査書が残されていることから、本土への侵攻は現実味を帯びていたことが分かる。⁽⁷⁶⁾また、日中戦争後、国内で反日感情が高まり、1937年には労働組合による対日輸出ボイコットが起こった。⁽⁷⁷⁾また、2NZEF兵士であったデーヴィッド・ホームズは「日本軍がアジア大陸を南下して多くの地域を占領して、ひよっとしたら最後にはニュージーランドも日本に占領されるかもしれないと恐れていました」と戦前の日本侵略に対する恐怖心を回想している。

このように戦前、大戦期を通して日本は少なからず脅威の存在であったことが分かる。また、祖国イギリスの軍事に限界を感じたことも重なり独立意識が芽生えたとされている。⁷⁹⁾ 1943年には戦後処理に後れをとっていることに危機感を持っていたウォルター・ナシユ蔵相主導のもと、外務貿易省が設立された。設立にはイギリスに依存するのではなく、独自で外交する意図が含まれていたのである。⁸⁰⁾

以上のようにオーストラリアとニュージーランドは戦時中、戦後において同じような境遇にあったのである。この二ヶ国は1944年2月1日に戦時、平時に関わらず協力関係を保つことを確認したキャンベラ協定を批准した。⁸¹⁾ イギリスの『マンチェスター・ガーディアン』紙はこの協約を称賛し、「オーストラリアとニュージーランドは、もはや母国(注:イギリス)におとなしくとどまることはできず、防衛など、ほとんどの外交政策を母国に任せることができ⁸²⁾ない」と論評したことは興味深い。

以上のことからニュージーランドは対英米協調外交を重視する一方で、太平洋の戦後処理に取り残されることをオーストラリアとともに危惧していたことが分かった。また、これまで頼みの綱であったイギリスに限界を感じたた

め、太平洋独立国家として存続させる道を歩み始めた。この背景から独立国として安全保障を確保するために日本の非軍事化・民主化を徹底することが占領目的の一つだったことが分かる。

第二節 1947年の英連邦会議とニュージーランド

ニュージーランド安全保障のための日本占領という視点は英国連邦会議の同国政府の態度からも確認できる。1947年8月26日から9月2日の8日間、キャンベラで開催された英連邦会議にはオーストラリア、ビルマ、カナダ、インド、ニュージーランド、パキスタン、南アフリカ、イギリスの英連邦8か国が参加した。ニュージーランドからはフレージャー首相以下3名の代表が出席した。

日本の平和に関する議題において、彼らは自国が日本和解をする上で一番の条件は安全保障だとした上で、物理的に武装解除しているだけの現段階では不十分だと主張した。⁸³⁾ また、民主主義の現状を以下のように評価したのである。

日本における民主主義と平和的傾向の将来は未だに不

透明である。

日本国民が占領当局の民主的な政策に対する熱意を示しているにも関わらず、(占領軍の)有能な管理者はほとんど準備ができていない。(中略)また、明確な民主主義は外部から課することができない。この考え方や気持ちには、日本人自身が開発しなければならぬ。⁽⁸⁴⁾

次章で詳しく述べるが、BCOF管轄地域においても民主化政策などの軍政はアメリカ軍が行っていた。⁽⁸⁵⁾従ってニュージーランド占領軍はほとんど日本の民主化政策に携わることがなかった。しかし、フレージャーたちは1947年になっても日本の民主化政策に対して強いこだわりを持ち、会議で意見を呈したのである。

このように積極的に日本の民主化政策に携わろうとしたニュージーランド軍を次章で追っていく。

第四章 萩地域と非軍事化・民主化政策

GHQから米陸軍省への書簡によると、1948年11月27日にニュージーランド軍は日本からの完全撤退を遂げ

た。⁽⁸⁶⁾翌年のニュージーランド陸軍年次報告書では撤退を以下のよう報告している。

2 NZEF (日本)は日本の占領地におけるニュージーランドの関与は、BCOFニュージーランド部隊が日本人の間に平和と民主主義の基礎を根付かせるといふ割り当てられた任務を立派に遂行したという報告のもと終了した。⁽⁸⁷⁾

この報告からは日本の民主化の確立を占領任務の成功に位置付けていることが分かる。

1945年9月22日に公表された「降伏後における米国の初期の対日方針」では、日本の非軍事化・民主化を主な目標としている。⁽⁸⁸⁾ニュージーランドを含めたBCOFはアメリカの対日方針に従って日本の非軍事化と民主化政策に取り組んだのである。

しかし、前章でも述べた通り、占領期の民主化政策の大半はアメリカ軍政部が行っており、BCOFの関与できる範囲は限られていた。それにも関わらず上記の報告で日本の民主化の確立のみを任務成功に位置付けていることには

疑問が残る。

本章ではBCOF管轄地域ではどのように日本の非軍事化・民主化が進められたのかを見つめ、その中で萩地域がどのような役割を果たしたのかを検証する。

第一節 困難であったニュージージーランド軍による日本民主化政策

上記で引用した年次報告書では自らの民主化政策を成功と位置付けていたニュージージーランド軍であったが、実際には成功したとは言い難い結果であった。

まず、非軍事化においてはBCOF上陸以前に進駐していたアメリカ軍によってほとんどが完了していたのである。例えば、1945年10月27日に萩市にアメリカ占領軍が到着したが、2日前の25日に萩市警察には日本刀、小銃などの民間所有の武器が多数提出された。⁹⁰ニュージージーランド軍も武装解除に携わったが、アメリカ軍の作業を引き継ぐだけであった。また、山口県には他の地域よりも兵器が少なかったのである。例えば、オーストラリア軍が広島県で480ヶ所の武器保管を発見したのに対し、山口県には107ヶ所しか発見されなかった。⁹¹

次にアメリカ軍政部の存在である。先述した「マッカーサー・ノースコット協定」によりBCOFはアメリカ軍との統合軍ではなく、独立権を持つ軍隊として合意された。だが、マッカーサーの麾下にあることには変わりはなかった。占領史研究家の竹前栄治はBCOFの参加形態について「彼らは軍政部には参加できず、もっぱら実戦部隊の補助に使われたにすぎなかった。それはマッカーサーが日本の占領行政をアメリカ軍で独占することを意図していたからである」⁹²と述べている。つまり、BCOF管轄地域に関わらずアメリカ軍政部が存在し、占領行政などを担当していたのである。

山口県の場合、アメリカ占領軍上陸と同時期の1945年10月に山口進駐米国軍政本部と下関進駐米国軍政本部が設置された。⁹³1946年3月には山口軍政部に統合され、公衆衛生・厚生・労働・民間情報教育・民間教育・法務の各課が設置された。また岩国、徳山、下関、萩など県内各市に出張所を展開していったのである。

各地域では軍政部による民主化政策が推し進められた。萩市では軍政部が県と協力して「平和日本建設のしるべ、みなさんへお知らせ」と題した山口軍政部掲示板を市内各

駅前を設置した。また、1947年秋に開催された「民主政治普及講演会」には学校教職員・学生・婦人団体・村議会議員など1040人が出席した。1948年には「大衆のための民主主義講座」が市内の小中高等学校や図書館・寺を会場に実施されたのである。

以上のような軍政部による民主化政策により、萩市では特に影響を受けた青年層が積極的な行動を見せた。例えば、1946年1月に新生文化連盟が結成され、食糧危機対策などの活動をしている。⁹⁴このように日本の民主化はアメリカ軍が担うという形態はマッカーサーが強く意図したことであり、その通り実行された。

一方、BCOFの民主化に対する方針は1946年5月15日に正式作成された参加各国政府承認の「英連邦軍日本占領参加計画書」3ヶ条からうかがえる。民主化政策に関連する第三条では「日本国民にたいして可能なかぎり、民主的な生き方と生きがいを実例をもって示し、かつ感銘させること」と「可能な限り」という言葉を使用するなど、消極的な方針であったことが分かる。

従ってニュージーランド政府の民主化政策に対する意欲は実現されることなく、アメリカ軍政部の政策を実現させ

る部隊として関わったに過ぎなかった。例えば、2NZEF兵士だったルイス・オリバーは、日本で女性参政権が認められたことを受け、選挙の際会場の警備兵として女性が安全に投票できるように見守ったと回想している。⁹⁶また、県内巡回中の出来事として2NZEF兵士だったダグ・リーミングは「ある通りで、日本人の男性が荷車に乗って、女性がそれを引いていました。そこで男性を降ろして、女性を乗せました」と回想している。⁹⁷

第二節 離島見島とニュージーランド軍

第一節で述べたように、占領期を通してBCOFは日本の非軍事化、民主化政策に介入することはできなかった。しかし、わずかながら離島見島でニュージーランド軍主導の民主化政策が実施された。

萩市の北方海上46・3キロメートルで面積約7・8平方キロメートルの小島である見島⁹⁸には占領軍上陸時2532名（1946年5月14日現在）の住民が生活していた。1946年5月ロナルド・ファンガレイ少佐率いる27大隊が見島に武装上陸した。⁹⁹

上陸部隊は日本軍軍事施設を探索したが発見されなかつ

た。大戦中、島の男性の大半が出征し、女性が男性の人口を上回るという影響はあったが、島全体が軍事利用されることはなかったのである。¹⁰⁾

『イブニングスター』紙によると、少佐を出迎えたアリタ村長が「今回の白人による最初の訪問は我々にとって非常に名譽なことだ」と述べた。¹¹⁾ 本州のBCOF管轄地域は彼らの上陸以前、アメリカ占領軍が進駐していた一方、見島には進駐していなかったことがこの記事から分かる。つまり島ではアメリカ軍の影響が非常に少なかったと考えられる。そのためニュージージーランド軍主導の民主化政策がわずかながら具現化できたのである。

隊外勤務で来島した『ギズボーンヘラルド』紙の記者は島での軍の活動を記事にしている。彼は現地で日本人の通商や取引を監督している軍関係者のインタヴューを行ったのである。取材を受けた関係者は日本人と生活を共にする中で民主主義を伝えていると答えている。彼は島の人々との関りの中で東洋人と西洋人との思想は全く異なると考え、「我々は彼らに民主主義を伝えるにあたって危ない過ちを犯しているのではないかと深刻に心配している」という感想を残している。その上で民主化政策を行っていると

述べているのである。¹²⁾

この日本人の思考回路に沿った政策方針は、前章で述べた1947年の英連邦議会におけるニュージージーランド政府の「明確な民主主義は外部からは課されない。この考え方や気持ちは、日本人自身が開発しなければならぬ」方針と合致していると考えられる。

以上のように占領地でのBCOFはGHQの実戦部隊に使われたに過ぎなかった。しかし、ニュージージーランド政府は安全保障の理由から日本の非軍事化や民主化政策に携わる意思が強く、萩地域の離島見島ではアメリカ軍の影響が少なかったことから、わずかながらニュージージーランド政府の意向を実現できた地であったと考えられるのである。

おわりに

本稿では、なぜ萩地域がBCOFニュージージーランド軍に重要視されたのかという「問い」を掲げ、同軍結成の背景や、当地での活動を通して検証してきた。その結果、萩地域には大きく分けて二つの役割があることが分かった。

一つ目は第二章で述べたように日本海沿岸活動の重要拠

点になったことである。ニュージージーランド軍はBCOF管轄地内の引揚や送還の援護、密入出国者の取り締まりなど沿岸活動に力を入れた。朝鮮半島に近く、日本海沿岸に位置する萩港は戦時中の空襲被害もなかったため重要な拠点としての役割を果たしたと考えられるのである。

二つ目は第四章で述べたようにニュージージーランド政府が求めた民主主義政策が萩地域の離島見島でわずかながら実現されたことだ。フレージャー首相をはじめとしてニュージージーランド政府は日本の非軍事化・民主化政策に積極的な態度を見せていた。しかし、政策はアメリカ軍に独占され、BCOF部隊は選挙警備などでの手足として使われたに過ぎなかった。だが、アメリカ軍が着手していなかった本州から離れた見島で活動されたのである。

さらに、萩地域が担った二つの役割はニュージージーランド政府の日本占領目的を具現化しているという考えに辿り着く。第三章で見てきたように、第二次世界大戦を通してこの国は本土侵攻こそなかったものの、日本軍によって自国の安全保障が脅かされた。開戦約2ヶ月後、太平洋の防波堤であったシンガポールのイギリス軍はいとも簡単に降伏し、太平洋の英連邦諸国は脅威と不安を感じるようになった

たのである。

ニュージージーランドも例外ではなく、イギリスと文化的連帯感を保ちつつも、新たにアメリカとの協調を重要視するようになった。一方、米英などの連合大国の裁量で進められていく戦後処理に危機感を覚え、同じ立場にいたオーストラリアと協調し、太平洋の中で独立国家として存続することを自覚し始めた。

以上のような歴史的背景から考察すると、ニュージージーランドの日本占領目的は太平洋の独立国家としての安全保障を守るための外交、軍事政策であったことが分かる。そのために軍国主義国家であった日本の非軍事化・民主化を徹底することと、これ以上日本が混乱することを避けるための治安維持が必要だったのである。

第一章で紹介した萩地域立入禁止の謎は、当地域がニュージージーランド軍の民主化政策と海外からの治安維持を行うための拠点となったため、機密情報が扱われたために制限がされた可能性がある。

しかし、ニュージージーランド政府の占領目的は成功したとは言いがたい。占領当初は非軍事化・民主化を占領目的に掲げていたGHQであったが、共産諸国との対立の深刻化や、

GHQ内部の保守勢力の台頭が影響して、東アジアの冷戦体制秩序が再編成された。そのため、当初の政策に逆行していくようになる。⁽¹⁰⁾ ニュージールランド政府はこの情勢に嫌悪感を示しており、1948年5月にはフレージャー首相は本国で日本が戦争能力を復興させていることを警戒する旨を記者団に語っている。⁽¹¹⁾

皮肉なことに日本再軍備具現化の発端となった1950年に始まった朝鮮戦争にニュージールランドと山口県は深く関与した。ニュージールランド軍は国連軍として参戦し、その後オーストラリア軍、イギリス軍とともに英連邦軍に構成された。⁽¹²⁾

一方、山口県は地理的な利便性から、県内の岩国飛行場は国連軍機離着陸の拠点となった。また、万が一朝鮮人民軍に半島が制圧された際、山口県は李承晩政権の亡命地となる作戦まで立てられていたのである。⁽¹³⁾

このように非軍事化・民主化の目的は思うように果たせなかったが、日本占領はニュージールランドが太平洋独立国家として歩みだす第一歩であった。イギリス空軍セシル・パウチャー少将は自叙伝で、朝鮮戦争の時にマッカーサーが「悲しいことに、英帝国と英連邦がバラバラになる時機

にさしかかったように見える」と述べたと回想している。この言葉のように戦後の英連邦体制は従来に比べて重要性がなくなっていた。

1951年にはオーストラリア、ニュージールランド、アメリカ間で相互防衛用アンザス条約が締結され、⁽¹⁴⁾ ニュージールランドはより太平洋国家の性格を帯びるようになった。条約では日本侵攻の防衛も想定されており、未だに日本の存在が危険視されていたことが分かる。これらの史実からも戦後まもなく始まった日本占領はニュージールランドにとって重要な意味を持っていたことが分かる。

現在、ニュージールランドと萩市を関連させて語られることは極めて少ないが、かつては一国の政策が萩地域に託されていたのである。

冒頭で紹介した筆者の「英連邦体制と日本の関り」への関心から出発した本稿は、日本占領が連邦諸国内の独立国家意識に影響を与えたという結論で締めくくる。

最後に今後の課題は、極東委員会や極東国際軍事裁判所などのBCOF以外の占領機関から、ニュージールランドの目的や役割を考察することである。

注

- (1) 木全公彦(編)『戦場のメリークリスマス―解説リーフレット』紀伊國屋書店、2011年。
- (2) 大島渚(監督)『戦場のメリークリスマス』松竹、1983年、紀伊國屋書店、2011年(DVD)。
- (3) 辻清明『図説日本の歴史18―戦後日本の再出発』集英社、1976年、48頁。
- (4) 林健太郎(編)『ドイツ史(新版)―世界各国国史3』山川出版社、1977年、460頁。
- (5) 成田龍一『14歳の世渡り術―戦後日本史の考え方・学び方歴史って何だろう?』河出書房新社、2013年、54〜55頁。
- (6) James Wood, *The forgotten force: the Australian military contribution to the occupation of Japan 1945-1952*, Allen and Unwin, 1998, pp.8-15.
- (7) 千田武志『英連邦軍の日本進駐と展開』お茶の水書房、1997年。
- (8) 奥田泰広「占領期日本と英連邦軍―イギリス部隊の撤退政策を中心に」『愛知県立大学外国語学部紀要』第52号(地域研究・国際学編)。
- (9) 池本健一「ニュージールランド軍の日本進駐―L. Brocklebank 著『JAYFORCE』の紹介を中心に」『日本ニュージールランド学会誌5(0)』1429, 日本ニュージールランド学会、1999年。
- (10) 萩市総務企画部企画政策課(編)『ふるさと萩のすがた(平成28年版)』萩市、2017年、1頁。
- (11) 山口県萩市『新「萩市」誕生―萩市、川上村、田万川町、むつみ村、須佐町、旭村、福栄町の合併の記録』山口県萩市、2006年、6頁。
- (12) 『シルバー産業新聞』、2019年11月9日ケアニュース by シルバー産業新聞「ラクビー―山口県萩市 有田良二さん(81)」
<https://www.care-news.jp/wada/q4W2m> (参照日2021年10月22日)。
- (13) 萩市史編纂委員会『萩市史第2巻』萩市、1989年、619頁。
- (14) 千田、前掲書、62〜63頁。
- (15) 池本、前掲書、19頁。
- (16) *Northern Advocate*, September 29, 1945. "New Zealand's participation In Occupation".
- (17) 千田、前掲書、64〜66頁。
- (18) "The Australian Mission" 091: General Headquarters G-2, Far East Command, Australia, Jan - Dec 1946, 1945. 国立国会図書館デジタルコレクション。
- (19) 児島襄『日本占領第1巻』文藝春秋、1978年、52頁。
- (20) 児島襄『日本占領第2巻』文藝春秋、1978年、195〜196頁。
- (21) 竹前栄治・中村隆英(編)『GHQ日本占領史―第2巻 占領関係の体制』日本図書センター、1996年、21頁。
- (22) 児島、前掲書第1巻、168〜169頁。

- (23) 工藤美代子『マッカーサー伝説』恒文社、2001年、122頁。
- (24) 『中國新聞』、1946年3月21日、「日本占領に中國軍一派遣を準備」。
- (25) サー・セシル・パウチャー（加藤恭子、今井萬龜子訳）『英國空軍少将の見た日本占領と朝鮮戦争―少将夫人レイディ・パウチャー編』社会評論社、2008年、16頁。
- (26) 千田、前掲書、71頁。
- (27) 池本、前掲書、19頁。
- (28) 千田、前掲書、57・75～78頁。
- (29) 奥田、前掲書、5頁。
- (30) 柳本見一『激動20年―山口県の戦後史』毎日新聞西部本社、1965年、33頁。
- (31) *Northern Advocate*, March 20, 1946 “4000 NZ Men In Japan”.
- (32) *Northern Advocate*, March 22, 1946 “NZ Troops Land On Jap Soil”.
- (33) 山口県（編）『山口県史―通史編 近代』山口県、2016年、993～1001頁。
- (34) 工藤洋三『写真が語る山口県空襲―米軍が記録した偵察・攻撃・損害』工藤洋三、2006年、176頁。
- (35) 山口県警察史編さん委員会（編）『山口県警察史―下巻』山口県警察本部、1982年、505頁。
- (36) “Standing orders - 25 New Zealand Field Battery, December 1946 - March 1947” War Archives - Occupation of Japan record group, Archives New Zealand 4330.
- (37) “Standing orders - 2 Battalion New Zealand Regiment, July 1946 - July 1948” War Archives - Occupation of Japan record group, Archives New Zealand.
- (38) 千田、前掲書、192頁。
- (39) 萩原晋太郎『やぶは仙崎引揚港』ブルジュ社、1985年、118～121頁。
- (40) “Standing orders - 25 New Zealand Field Battery, December 1946 - March 1947” War Archives - Occupation of Japan record group, Archives New Zealand.
- (41) *Evening Star*, April 22, 1946 “KIWIS IN JAPAN”.
- (42) 井上実智夫『山口県空襲―警備隊引継書』井上実智夫、2012年、9頁。
- (43) 萩市明治維新百年記念事業記念図書編さん委員会（編）『萩60年―明治維新以後のまゆみ』萩市役所、1999年、991～999頁。
- (44) 山口県（編）『山口県史―史料編 現代1 県民の証言 体験手記編（第二回配本）』山口県、1998年、892頁。
- (45) “Standing orders - 3 Battalion New Zealand Regiment, July - October 1947” War Archives - Occupation of Japan record group, Archives New Zealand.
- (46) *Northern Advocate*, December 8, 1948 “British Guard”.
- (47) *Gisborne Herald*, May 29, 1948 “U.S. TO TAKE OVER

- N.Z. AREA IN JAPAN”.
- (48) *Otago Daily Times*, May 6, 1946 “NEW TASK FOR J FORCE”.
- (49) 大竹市役所（編）『大竹市史—本編第二卷—大竹市役所、1970年、363頁。
- (50) 同書、365頁。
- (51) *Otago Daily Times*, June 20, 1946 “SUPERVISORY DUTIES”.
- (52) 萩原、前掲載、121頁。
- (53) 李淵植（館野哲訳）『朝鮮引揚と日本人—加害と被害の記憶を超えて—』明石書店、2015年、103頁。
- (54) 樹下明紀『図説萩・長門の歴史』郷土出版社、2006年、210～211頁。
- (55) 李、前掲載、100～105頁。
- (56) “Korean smugglers trade in human lives” *The World’s News* (Sydney), October 11, 1947.
- (57) “LOW-FLYING AIRCRAFT” *Otago Daily Times*, May 29, 1948.
- (58) *Otago Daily Times*, May 31, 1948 “WATCH ORVER JAPAN”.
- (59) *Ibid*.
- (60) “Korean smugglers trade in human lives” *The World’s News* (Sydney), October 11, 1947.
- (61) 『西日本新聞』1949年6月13日、「密航朝鮮人29名を逮捕」。
- (62) 『京都新聞』1949年6月18日、「密輸船舞鶴へ—情報に巡視艇出動して警戒」。
- (63) *Otago Daily Times*, April 23, 1946 “VISIT TO JAPAN—BRIGADIER W. W. DOVE”.
- (64) 田中助一『ふるさとの想い出—写真集明治大正昭和萩—』国書刊行会、1982年、110頁。
- (65) 池本、前掲書。
- (66) 同書、15～18頁。
- (67) *Kaikoura Star*, February 12, 1940.
- (68) 細川道久「ウェストミンスター憲章と「変則的」ドミニオン」『鹿大史学』9—25、鹿児島大学、2016年、13頁。
- (69) ニュージーランド学会（編）『ニュージーランド百科事典』春風社、2007年、185頁。
- (70) ピーター・グロース（伊藤真訳）『プラデイ・ターウイン—もうひとつのパール・ハーバー—』大隅書店、2012年、23頁。
- (71) キース・シンクレア（青木公・百々祐利子訳）『ニュージーランド史—南海の英国から太平洋国家へ—』評論社、1982年、186頁。
- (72) 津田博司『戦争の記憶とイギリス帝国—オーストラリア、カナダにおける植民地ナショナリズム—』刀水書房、2012年、108～112頁。
- (73) *Nelson Evening Mail*, August 11, 1945 “CAIRO DECLARATION”.
- (74) 細川、前掲書、13頁。

- (75) 同書、1-82頁。
- (76) 『Japanese Plan for Invitation of Fiji and New Zealand』091: General Headquarters G-2, Far East Command, Australia, Jan - Dec 1946, 1945. 国立国会図書館デジタルコレクション。
日本ニューズリーダーズ学会(編)『ニューズリーダー入門』慶應義塾大学出版会、1998年、238頁。
- (77) 山口県(編)『山口県史—史料編 現代2 県民の証言 聞き取り編(第6回配本)』山口県、2000年、109頁。
- (78) 山口県(編)『山口県史—史料編 現代2 県民の証言 聞き取り編(第6回配本)』山口県、2000年、109頁。
- (79) 袖井林二郎(編)『世界史のなかの日本占領』日本評論社、1985年、283頁。
- (80) 歴史教育者協議会(編)『知っておきた、オーストラリア・ニューズリーダー』青木書店、1999年、181頁。
- (81) *Ratified Press*, February 2, 1944 『CANBERRA PACT』。
- (82) *Otago Daily Times*, January 24, 1944 『CANBERRA PACT』。
- (83) 『JAPANESE PEACE SETTLEMENT』 APPENDIX TO THE JOURNALS OF THE HOUSE OF REPRESENTATIVES, 1947 SESSION I, A-12, New Zealand National Library。
- (84) I bid.
- (85) 山口県警察史編さん委員会、前掲書、505～506頁。
- (86) SCAP to DEPARTMENT OF ARMY, 23 November 1948. Records of General Headquarters, Far East Command. Assistant Chief of Staff, G-3, 国立国会図書館デジタルコレクション。
- (87) 『MILITARY FORCES OF NEW ZEALAND ANNUAL REPORT OF THE CHIEF OF THE GENERAL STAFF』 APPENDIX TO THE JOURNALS OF THE HOUSE OF REPRESENTATIVES, 1949 SESSION I, H-19, New Zealand National Library。
- (88) 福井紳一『戦後史をよみなおす—駿台予備学校「戦後日本史」講義録』講談社、2011年、37頁。
- (89) 萩市史編纂委員会、前掲書、619頁。
- (90) 池本、前掲書、21頁。
- (91) 竹前栄治『GHQ』岩波書店、1983年、65頁。
- (92) 萩市史編纂委員会、前掲書、619頁。
- (93) 庄司、前掲載、155頁。
- (94) 萩市史編纂委員会、前掲書、620～621頁。
- (95) 千田、前掲載、119頁。
- (96) 『New Zealand J Force and BCOF Veterans』 New Zealand National Library, accessed Oct.19,2021, [riv.conz.jf/](http://nvl.conz.jf/) (参照日 2021年11月28日)
- (97) 山口県(編)『山口県史—史料編 現代2 県民の証言 聞き取り編(第6回配本)』山口県、2000年、111頁。
- (98) 萩市史編纂委員会、前掲書、1123頁。
- (99) *Northern Advocate*, May 16,1946 『Whangarei Major Led Search Party』。
- (100) *Evening Star*, June 4, 1946 『VERY HANDSOME』。
- (101) *Evening Star*, June 4, 1946 『FIRST WHITE MEN』。
- (102) *Gisborne Herald*, June 12, 1948 『THIS DEMOCRACY』

BUSINESS”

(103) Ibid.

(104) 秋永芳郎、棟田博『ジュニア版太平洋戦争史―1 侵攻編・開戦百日の栄光』集英社、1968年、220頁。

(105) 両宮昭一『占領と改革―シリーズ日本近現代史⑦』岩波書店、2008年、155～158頁。

(106) 『南日本新聞』1948年5月15日「日本の戦争能力復興を警戒」。

(107) “Administrative Responsibility for British Commonwealth Force” 091.711: British Commonwealth Occupation Forces, Binder No. 1, 1 Jan - 31 Dec 1950, 国立国会図書館デジタルコレクション。

(108) 藤目ゆき『女性史からみた岩国米軍基地―広島湾の軍事化と性暴力』ひろしま女性学研究所、2010年、39～40頁。

(109) バウチャー、全掲載、85頁。

(110) 柴山太一『アンサス条約体制形成へのイギリスの外交・戦略的アプローチ、1951年―西側軍事同盟圏内での国防衛権益に貢献する条約・軍事戦略形成を求めて』『総合政策研究56号』、関西学院大学、2018年、2頁。

参考文献・史料（アルファベット順）

“Administrative Responsibility for British Commonwealth Force”
091.711: British Commonwealth Occupation Forces, Binder

No. 1, 1 Jan - 31 Dec 1950, 国立国会図書館デジタルコレクション。

秋永芳郎、棟田博『ジュニア版太平洋戦争史―1 侵攻編・開戦百日の栄光』集英社、1968年。

アラン・リックス（編）（竹前栄治・菊池努訳）『日本占領の日々―マクマホン・ボール日記』岩波書店、1992年。

両宮昭一『占領と改革―シリーズ日本近現代史⑦』岩波書店、2008年。

半藤一利『世界史の中の昭和史』平凡社、2018年。

半藤一利・竹内修司・保坂正康・松本健一（編）『占領下日本』筑摩書房、2009年。

『中国新聞』1946年3月21日、「日本占領に中国軍一派遣を準備」。

Evening Star, April 22, 1946. “KIWIS IN JAPAN”.

Evening Star, June 4, 1946. “FIRST WHITE MEN”.

Evening Star, June 4, 1946. “VERY HANDSOME”.

細川道久「ウェストミンスター憲章と「変則的」ドミニオン」『鹿大史学』9―25、鹿児島大学、2016年。

藤目ゆき『女性史からみた岩国米軍基地―広島湾の軍事化と性暴力』ひろしま女性学研究所、2010年。

福井紳一『戦後史をよみなおす―駿台予備学校「戦後日本史」講義録』講談社、2011年。

福永文夫『日本占領史 1945―1952』中公新書、2014年。
Gisborne Herald, May 29, 1948. “U.S. TO TAKE OVER N.Z.”

AREA IN JAPAN”

Gisborne Herald, June 12, 1948. “THIS DEMOCRACY BUSINESS”:
萩市明治維新百年記念事業記念図書編さん委員会(編)『萩の百

年―明治維新以後のあゆみ』萩市役所、19963年。

萩市史編纂委員会『萩市史第2巻』萩市、19999年。

萩市総務企画部企画政策課(編)『ふるさと萩のすがた(平成28
年版)』萩市、2017年。

長谷川貴彦『イギリス現代史』岩波書店、2017年。

原田弘『MPのジープから見た占領下の東京―同乗警察官の観察
記』草思社、1994年。

林健太郎(編)『ドイツ史(新版)―世界各国史3』山川出版社、
1977年。

池本健一『ニューギニア軍の日本進駐―L. Brocklebank 著
『JAYFORCE』の紹介を中心に』日本ニューギニア学
会誌5(0)、『14―29』日本ニューギニア学、1999年。

井上実智夫『山口県空襲―警備隊引継書』井上実智夫、201
2年。

石出法太・石出みどり『これならわかるオーストラリア・ニュー
ギニアの歴史Q&A』大月書店、2009年。

James Wood, *The forgotten force: the Australian military
contribution to the occupation of Japan 1945-1952*, Allen
and Unwin, 1998.

“JAPANESE PEACE SETTLEMENT” APPENDIX TO THE
JOURNALS OF THE HOUSE OF REPRESENTATIVES.

1947 SESSION I, A-12, New Zealand National Library.

“Japanese Plan for Invitation of Fiji and New Zealand” 091:
General Headquarters G-2, Far East Command, Australia,
Jan - Dec 1946, 1945, 国立国会図書館デジタルコレクション。

Kaikoura Star, February 12, 1940.

キース・シンクレア(青木公・百々祐利子訳)『ニューギニア
―南島の英国から太平洋国家へ』評論社、1982年。

樹下明紀『図説萩・長門の歴史』郷土出版社、2006年。

木全公彦(編)『戦場のメリークリスマス―解説リーフレット』紀
伊國屋書店、2011年。

児島襄『日本占領第1巻』文藝春秋、1978年。
児島襄『日本占領第2巻』文藝春秋、1978年。

児島謙『日本占領第3巻』文藝春秋、1978年。
工藤美代子『マッカーサー伝説』恒文社、2001年。

工藤洋三『写真が語る山口県空襲―米軍が記録した偵察・攻撃・
損害』工藤洋三、2006年。

『京都新聞』1949年6月18日、「密輸船舞鶴へ―情報に巡視艇
出動して警戒」。

マニング・クラーク(竹下美保子訳)『オーストラリアの歴史』
サージェント出版、1978年。

“MILITARY FORCES OF NEW ZEALAND ANNUAL
REPORT OF THE CHIEF OF THE GENERAL STAFF”
APPENDIX TO THE JOURNALS OF THE HOUSE OF
REPRESENTATIVES, 1949 SESSION I, H-19, New Zealand

National Library.

『南日本新聞』1948年5月15日「日本の戦争能力復興を警戒」。
成田龍一「14歳の世渡り術―戦後日本史の考え方・学び方歴史のつて何だろ?」河出書房新社、2013年、54〜55頁。

ニュージーランド学会(編)『ニュージーランド百科事典』春風社、2007年。

“New Zealand J Force and BCOF Veterans” New Zealand

National Library, accessed Oct.19,2021. rivconz/jf/ (参照日 2021年11月28日)

日本ニュージーランド学会(編)『ニュージーランド入門』慶應義塾大学出版会、1998年。

『西日本新聞』1949年9月13日「密航朝鮮人29名を逮捕」。

西鋭夫『國破れてマッカーサー』中央公論社、1998年。

Northern Advocate, September 29, 1945 “New Zealand’s participation In Occupation”.

Northern Advocate, March 20, 1946 “4000 NZ Men In Japan”.

Northern Advocate, March 22, 1946 “NZ Troops Land On Jap Soil”.

Northern Advocate, May 16,1946 “Whangarei Major Led Search Party”.

Northern Advocate, December 8, 1948 “British Guard”.

萩原晋太郎『おひは仙崎引揚港』マルジュ社、1995年。

奥田泰広「占領期日本と英連邦軍―イギリス部隊の撤退政策を中心に」『愛知県立大学外国語学部紀要』第52号(地域研究・

国際字編)。

大島渚(監督)『戦場のメモリアタリスマス』松竹、1983年、
紀伊國屋書店、2011年(DVD)。

大竹市役所(編)『大竹市史―本編第二巻』大竹市役所、1970年。

Orago Daily Times, January 24,1944 “CANBERRA PACT”.

Orago Daily Times, May 6, 1946 “NEW TASK FOR J FORCE”.

Orago Daily Times, April 23, 1946 “VISIT TO JAPAN--
BRIGADIER W. W. DOVE”.

Orago Daily Times, June 20,1946 “SUPERVISORY DUTIES”.

Orago Daily Times, May 31, 1948 “WATCH ORVER JAPAN”.

Orago Daily Times, May 29, 1948 “LOW-FLYING AIRCRAFT”.

ブーター・グロース(伊藤真訳)『ブラザー・ダーウマン―その
このパウル・ハーバー』大隅書店、2012年。

Ratified Press, February 2, 1944 “CANBERRA PACT”.

歴史教育者協議会(編)『知つておきたる オーストラリア・ニュー
・ジーランド』青木書店、1999年。

李淵植(館野哲訳)『朝鮮引揚と日本人―加害と被害の記憶を超え
つ』明石書店、2015年。

SCAP to DEPARTMENT OF ARMY, 23 November 1948.

Records of General Headquarters Far East Command.

Assistant Chief of Staff, G-3 国立国会図書館デジタルリポジ
ション。

庄司潤一郎「朝鮮戦争と日本の対応―山口県を事例として」『防衛
研究所紀要・8(3)』防衛省、2006年。

柴山太「アンザン条約体制形成へのイギリスの外交・戦略的アプローチ」、1951年—西側軍事同盟網内での帝国防衛權益に貢献する条約・軍事戦略形成を求めて」『総合政策研究56号』関西学院大学、2018年。

『シルバー産業新聞』、2019年11月9日ケアニュース by シルバー産業新聞「ラクビー 山口県萩市 有田良二さん (81)」
<https://www.care-news.jp/wadal/q4W2n> (参照日2021年10月22日)。

サー・セシル・パウチャー（加藤恭子、今井萬亀子訳）『英国空軍少将の見た日本占領と朝鮮戦争』社会評論社、2000年。
袖井林二郎（編）『世界史のなかの日本占領』日本評論社、1985年。

杉本良夫『オーストラリア—多文化社会の選択』岩波新書、2000年。

『Standing orders - 2 Battalion New Zealand Regiment, July 1946 - July 1948』War Archives - Occupation of Japan record group, Archives New Zealand.

『Standing orders - 3 Battalion New Zealand Regiment, July - October 1947』War Archives - Occupation of Japan record group, Archives New Zealand.

『Standing orders - 25 New Zealand Field Battery, December 1946 - March 1947』War Archives - Occupation of Japan record group, Archives New Zealand.

『Standing orders - 27 New Zealand Battalion, January 1946 -

April 1947』War Archives - Occupation of Japan record group, Archives New Zealand.

竹前栄治『GHQ』岩波書店、1983年。

竹前栄治・中村隆英編『GHQ日本占領史—第2巻 占領関係の体制』日本図書センター、1996年。

玉木研二『ドキュメント—占領の秋1945』藤原書房、2005年。

田中助一『ゆるやかなの想い出—写真集明治大正昭和萩』国書刊行会、1982年。

『The Australian Mission』091: General Headquarters G-2, Far East Command, Australia, Jan - Dec 1946, 1945, 国立国会図書館デジタルコレクション。

The World's News (Sydney), October 11, 1947, "Korean smugglers trade in human lives".

津田博司『戦争の記憶とイギリス帝国—オーストラリア、カナダにおける植民地ナショナルリズム』刀水書房、2012年。

辻清明『図説日本の歴史18—戦後日本の再出発』集英社、1976年。

梅村侑夫『山口県下萩町における満州事変下の排外主義』『歴史論評』第513号別冊（1993年1月1日発行）。

山口県萩市「新「萩市」誕生—萩市、川上村、田万川町、むつみ村、須佐町、旭村、福栄町の合併の記録』山口県萩市、2006年。

山口県警察史編さん委員会（編）『山口県警察史—下巻』山口県警察本部、1982年。

山口県(編)『山口県史―史料編現代1 県民の証言体験手記編(第一回配本)』、山口県、1998年。

山口県(編)『山口県史―史料編現代2 県民の証言聞き取り編(第6回配本)』山口県、2000年。

山口県(編)『山口県史―通史編近代』山口県、2016年。

柳本見一『激動20年―山口県の戦後史』毎日新聞西部本社、1965年。